

様式第3号（第3条関係）

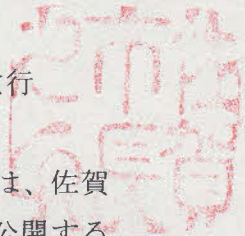
公文書部分公開決定通知書

佐賀市指令観第 42号

平成25年11月27日

様

佐賀市長 秀島 敏行



平成25年11月16日付けで公開請求があった公文書の公開については、佐賀市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することと決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀市長に対し異議申立てをすることができます。

また、前記の異議申立てをしなくても、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀市を被告として（訴訟において佐賀市を代表する者は佐賀市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

公文書の件名 又は内容	平成25年9月3日付佐市観第110号で後援名義使用の承認をした「ソーシャルツアー@SAGA」の事業報告書
公開の日時	電子メールによる
公開の場所	電子メールによる
公文書の一部を非公開とする理由	佐賀市情報公開条例第6条第2号の規定に該当（理由）公文書中に記録されている申請者の氏名及び印影については、個人に関する情報に該当するため。
所管課	経済部観光振興課 電話番号 0952-40-7110

- 注 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
2 指定された公文書の公開の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を所管課に連絡してください。